

議案の提出（その1）

（法第 112 条の規定によるもの）

発議第 4 号

米沢市議会基本条例の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第 112 条及び会議規則第 14 条の規定により提出します。

平成 31 年 3 月 15 日

提出者 米沢市議会議員 小 島 一

賛成者 // 鈴木 藤 英

// 山 村 明

// 山 田 富佐子

// 高 橋 英 夫

// 中 村 圭 介

// 小久保 広 信

// 島 貫 宏 幸

米沢市議会議長 様

発議第 号

米沢市議会基本条例の一部改正について

米沢市議会基本条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

米沢市議会基本条例（平成24年米沢市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「討議内容及び議決事件」を「議会における活動等」に改める。

第5条第4項中「陳情」を「内容が請願に適合する陳情」に改め、同条第6項中「報告会」を「報告」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。